

裁 判 所	高松高等裁判所
事 件 番 号	令和3年（行コ）第13号
事 件 名	離婚届受理取消請求控訴事件
判決年月日	令和3年10月15日
判 示 事 項	離婚の届出を受理した処分の適否について、行政事件訴訟を提起して争うことができるか（消極）
判 決 要 旨	離婚の届出を受理した処分の適否について、行政事件訴訟を提起して争うことはできない。
事案の概要	<p>本件は、中華人民共和国（以下「中国」という。）及び本邦の両方式により婚姻したXが、丸亀市を相手方として、Xの配偶者Aによる離婚の届出を受理をした同市長の処分（以下「本件受理処分」という。）について、中国の方式による婚姻についての確定離婚判決をもって、本邦の方式による婚姻についての離婚の届出を受理したことは違法であるなどと主張して、その取消しを求めた事案である。</p> <p>第1審判決（高松地裁令和3年5月27日判決・訟務月報本号595ページ）は、戸籍事件についての市町村長の処分である本件受理処分につき、行政事件訴訟法に基づき当該処分の取消しの訴えを提起することはできないとして、Xの訴えを却下したことから、Xが同判決を不服として控訴をした。</p>
訟 務 月 報	68巻7号